

○国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程

(平成16年4月1日規程第102号)

改正	平成17年3月31日規則第21号	平成18年1月4日規程第1号	平成18年3月31日規程第46号
	平成18年9月29日規程第68号	平成19年3月30日規程第40号	平成19年12月26日規程第59号
	平成20年3月31日規程第17号	平成20年9月1日規程第29号	平成20年12月26日規程第36号
	平成21年3月31日規程第12号	平成21年5月15日規程第20号	平成21年6月12日規程第27号
	平成21年8月3日規程第29号	平成21年10月23日規程第48号	平成21年11月13日規程第50号
	平成22年3月31日規程第8号	平成22年11月17日規程第35号	平成23年3月30日規程第10号
	平成24年3月30日規程第14号	平成24年6月29日規程第27号	平成25年3月29日規程第17号
	平成25年7月10日規程第25号	平成25年10月31日規程第32号	平成26年3月13日規程第3号
	平成26年3月31日規程第8号	平成27年2月5日規程第2号	平成27年3月31日規程第24号
	平成27年6月30日規程第50号	平成27年12月22日規程第66号	平成28年3月31日規程第47号
	平成28年4月28日規程第63号	平成28年5月31日規程第64号	平成28年7月27日規程第69号
	平成28年9月29日規程第83号	平成28年10月28日規程第84号	平成28年11月29日規程第89号
	平成29年1月11日規程第4号	平成29年1月26日規程第8号	平成29年2月21日規程第15号
	平成29年3月31日規程第49号	平成29年7月12日規程第67号	平成29年8月31日規程第68号
	平成29年9月29日規程第85号	平成29年11月30日規程第99号	平成30年3月30日規程第35号
	平成30年4月16日規程第39号	平成30年6月28日規程第51号	平成30年8月28日規程第58号
	平成30年9月27日規程第63号	平成30年9月28日規程第82号	平成30年9月28日規程第86号
	平成30年11月26日規程第96号	平成30年12月21日規程第105号	平成31年2月28日規程第11号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 授業料, 入学料及び検定料(第 2 条―第 11 条)
- 第 3 章 寄宿料(第 12 条)
- 第 4 章 学位論文審査手数料(第 13 条)
- 第 5 章 外部から受け入れる研究員等の研究費等(第 14 条―第 18 条)
- 第 6 章 受託試験料, 受託検査料, 受託作製料及び臨床研究業務支援料(第 19 条―第 20 条の 5)
- 第 7 章 公開講座の講習料(第 21 条)
- 第 7 章の 2 教員免許更新講習の講習料(第 21 条の 2)
- 第 7 章の 3 履修証明プログラムの講習料(第 21 条の 3)
- 第 7 章の 4 市民開放授業の講習料(第 21 条の 4)
- 第 8 章 学内宿泊施設等の使用料(第 22 条)
- 第 9 章 文献複写料等(第 23 条)
- 第 10 章 有料宿舍料等(第 24 条)
- 第 11 章 国際交流会館研究者使用料(第 25 条)
- 第 12 章 法人文書の開示及び保有個人情報の開示に係る手数料(第 26 条・第 26 条の 2)
- 第 13 章 共用設備基盤センター機器分析部門登録機器に係る利用料(第 26 条の 3)
- 第 14 章 駅南キャンパスに係る使用料(第 26 条の 4)
- 第 15 章 あゆみ保育園の保育料(第 26 条の 5)
- 第 16 章 旭町地区駐車場の利用料金(第 26 条の 6)
- 第 17 章 学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金(第 26 条の 7)
- 第 18 章 農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション宿泊施設の使用料(第 26 条の 8)
- 第 19 章 新潟医療人育成センターに係る使用料(第 26 条の 9)
- 第 20 章 診療等に係る料金(第 27 条)
- 第 21 章 教育学部附属幼稚園預かり保育の利用料金(第 28 条)
- 第 22 章 広告掲載の掲載料(第 29 条)
- 第 23 章 成果有体物の提供料金(第 30 条)
- 第 24 章 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料(第 31 条)
- 第 25 章 臨床研究等の審査料(第 32 条・第 33 条)

第26章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人新潟大学基本規則(平成16年規則第1号)第23条の規定に基づき、新潟大学(以下「本学」という。)における授業料その他の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業料，入学料及び検定料

(授業料，入学料及び検定料の額)

第2条 授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び検定料の額は、別表第1のとおりとする。

2 新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第58条又は新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第31条の規定により、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

3 学部において、出願書類等による選抜(以下この項において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

4 教育学部附属学校(幼稚園及び特別支援学校高等部を除く。)において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、別表第3のとおりとする。

5 教育学部附属学校の入学を許可するための選考において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下別表第4において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、別表第4のとおりとする。

6 学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第5のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料(科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料は除く。この条から第7条までにおいて同じ。)の徴収方法は, 学則第76条の規定によるものとする。

2 学則第76条第1項の規定にかかわらず, 学生の学資を主として負担している者から前期に係る授業料を徴収するときに, その年度の後期に係る授業料を併せて徴収する申出があったときは, 学則第76条第2項の規定を準用する。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により, 入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は, 授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは, これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし, 入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において復学, 転入学, 編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は, 授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは, これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし, 復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により, 学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は, 授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし, 当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし, 卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは, 後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は, 後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(転学等の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に転学及び退学する者から徴収する授業料の額は, 学則第76条第1項及び第77条第2項に基づき, 授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料の額及び徴収方法の特例)

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は, 同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは, これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし, 当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし, 卒業又は課程を修了する月が

後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

- 2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(科目等履修生等の授業料の徴収方法)

第9条 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、その年度内に履修を予定する授業科目のすべてに係るものについて、入学又は延長した当初の月に徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2タームに開講される科目及び第1学期に開講される集中講義科目に係る授業料については6月に、第4タームに開講される授業科目及び第2学期に開講される集中講義科目に係る授業料については12月に徴収することができる。

- 3 研究生及び特別研究学生の授業料は、在学予定期間に応じて、3月分又は6月分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収する。ただし、在学予定期間が3月未満又は6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間内における当初の月に徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第10条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第11条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願(第2条第3項及び第5項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。

第3章 寄宿料

(寄宿料の額及び徴収方法)

第12条 寄宿料の額は、別表第6のとおりとし、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出に係る額を、その際徴収するものとする。

第4章 学位論文審査手数料

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

- 第13条 学位論文審査手数料の額は、別表第7のとおりとし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

第5章 外部から受け入れる研究員等の研究費等

(内地研究員の研究費の額及び徴収方法)

- 第14条 内地研究員の研究費の額は、別表第8のとおりとし、受入れを許可するときにその期間に係る研究費を徴収するものとする。

- 2 内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合においては、あらかじめ、学長と派遣大学の長が協議して、その額を別に定めることができる。

(企業等研究員の研究料の額及び徴収方法)

- 第15条 企業等研究員の研究料の額は、別表第9のとおりとし、共同研究契約を締結した後直ちに徴収するものとする。

- 2 企業等研究員が研究期間を延長することとなる場合の研究料は、当初の研究期間の開始から延長後の研究期間の終期までの期間に応じて、別表第9の研究期間の区分により研究料の額を算定し、前項により徴収した額との差額が生じたときに改めて徴収するものとする。この場合において、通算した研究期間が1年を超える場合は、超える期間に応じて、同表の研究期間の区分に応じた研究料を徴収するものとする。

(受託研究員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員の研究料の額及び徴収方法)

- 第16条 受託研究員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員の研究料の額は別表第10のとおりとする。

- 2 受託研究員の研究料は受入れを許可するときに徴収するものとする。ただし、別表第10に掲げる研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しない。

- 3 専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員の研究料は、研究予定期間に応じて、3月分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間内における当初の月に徴収するものとする。

(外国人受託研修員の研修料の額及び徴収方法)

第 17 条 外国人受託研修員の研修料の額は、別表第 11 のとおりとし、受入れを許可するときはその期間に係る研修料を徴収するものとする。

2 研修期間の延長を許可する場合は、当該延長期間に係る研修料を徴収するものとする。

(受託実習生、薬剤師実務受託研修生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修及び臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生の実習料等の額及び徴収方法)

第 18 条 受託実習生、薬剤師実務受託研修生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修及び臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生の実習料等の額は、別表第 12 のとおりとし、受入れを許可するときはその期間に係る実習料等を徴収するものとする。ただし、別に定める場合は、実習料等を徴収しないことができる。

第 6 章 受託試験料、受託検査料、受託作製料及び臨床研究業務支援料
(受託試験料の額及び徴収方法)

第 19 条 受託試験の試験料の額は、別表第 13 のとおりとし、試験の申込みを受理するとき徴収するものとする。

(病理組織等受託検査料及び病理解剖受託検査料の額及び徴収方法)

第 20 条 病理組織等受託検査料及び病理解剖受託検査料の額は、別表第 14 のとおりとする。

2 検査料は、検査の申込みを受理するとき徴収するものとする。ただし、これにより難い特別の理由がある場合は、1 月分をまとめて徴収することができるものとする。

(病理組織標本受託作製料の額及び徴収方法)

第 20 条の 2 病理組織標本受託作製料の額は、別表第 14 の 2 のとおりとする。

2 標本作製料は、標本作製の申込みを受理するとき徴収するものとする。ただし、これにより難い特別の理由がある場合は、1 月分をまとめて徴収することができるものとする。

(遺伝子改変動物作製料の額及び徴収方法)

第 20 条の 3 遺伝子改変動物の作製料の額は、別表第 15 のとおりとし、その徴収方法については、別に定める。

(臨床研究業務支援料の額及び徴収方法)

第 20 条の 4 臨床研究業務支援料の額は、別表第 15 の 2 のとおりとし、その徴収方法については別に定める。

(医学部医学科所属機器利用料の額及び徴収方法)

第 20 条の 5 医学部医学科が管理・運用する所属機器の利用に係る経費(以下「機器利用料」という。)の額は、別表 15 の 3 のとおりとする。

2 機器利用料は、機器の利用期間が終了した後に徴収するものとする。ただし、これにより難い特別の理由がある場合は、1 月分をまとめて徴収することができるものとする。

第 7 章 公開講座の講習料

(公開講座の講習料の額及び徴収方法)

第 21 条 公開講座の講習料の額は、1 講義当たり 1,000 円に総講義回数に乗じて得た額とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公開講座を受講しようとする者で、受講申込み時において、未就学児並びに学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校に在学中の者は、無料とする。

第 7 章の 2 教員免許更新講習の講習料

(教員免許更新講習の講習料の額及び徴収方法)

第 21 条の 2 教員免許更新講習の講習料の額は、1 時間当たり 1,000 円とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

第 7 章の 3 履修証明プログラムの講習料

(履修証明プログラムの講習料の額及び徴収方法)

第 21 条の 3 履修証明プログラムの講習料の額は、各プログラムの総時間数に、1,000 円を乗じて得た額とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施部局等は、当該履修証明プログラムの趣旨、目的、内容等を総合的に勘案し、学長の承認を得て、前項に規定する講習料を徴収しないことができる。

第 7 章の 4 市民開放授業の講習料

(市民開放授業の講習料の額及び徴収方法)

第 21 条の 4 市民開放授業の講習料の額は、1 講義当たり 1,000 円に総講義回数に乗じて得た額とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市民開放授業を受講しようとする者で、受講申込み時において、未就学児並びに学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校に在学中の者は、無料とする。

第 8 章 学内宿泊施設等の使用料

(有朋会館等の使用料及び徴収方法)

第 22 条 有朋会館及び康楽会館の使用料の額は、別表第 17 のとおりとし、使用を許可するときに徴収するものとする。

2 理学部附属臨海実験所の使用料の額は、別表第 18 のとおりとし、使用を許可するときに徴収するものとする。

第 9 章 文献複写料等

(文献複写料等の額及び徴収方法)

第 23 条 文献複写料等の額は、別表第 19 のとおりとし、文献複写等の申込みを受理するときに徴収するものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、3 月分をまとめて徴収することができるものとする。

第 10 章 有料宿舎料等

(有料宿舎の宿舎料等の額及び徴収方法)

第 24 条 有料宿舎料の額は、別表第 20 のとおりとし、有料宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収するものとする。

2 有料宿舎の入居者が、有料宿舎駐車場を利用する場合の駐車料の額は、別表第 20 のとおりとし、有料宿舎駐車場の利用を開始する日の属する月から利用を終了する日の属する月まで、毎月その分を徴収するものとする。

第 11 章 国際交流会館研究者使用料

(国際交流会館研究者使用料の額及び徴収方法)

第 25 条 国際交流会館研究者使用料の額は、別表第 21 のとおりとし、国際交流会館に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収するものとする。

第 12 章 法人文書の開示及び保有個人情報の開示に係る手数料

(法人文書の開示に係る手数料の額及び徴収方法)

第 26 条 国立大学法人新潟大学情報公開実施規程(平成 16 年規程第 72 号)に基づく法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示の請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円

(2) 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)

開示を受ける法人文書 1 件につき、別表第 22 の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にはその合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。)第 15 条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場

合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が前号に定める額に相当する額(次のイからニまでのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該イからニまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるときは当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 情報公開法第 12 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人等から事案が移送された場合においては、当該独立行政法人等が情報公開法第 17 条第 1 項の規定に基づき定める開示請求にかかる手数料の額のうち、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき行政機関の長から事案が移送された場合においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成 12 年政令第 41 号)第 13 条第 1 項第 1 号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関の長と協議して定める額

ハ 情報公開法第 12 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人等へ法人文書の一部について移送した場合においては、前号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 情報公開法第 13 条第 1 項の規定に基づき行政機関の長へ法人文書の一部について移送した場合においては、前号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項第 2 号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(国立大学法人新潟大学法人文書管理規則(平成 23 年規則第 10 号)第 2 条に規定するものをいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、開示請求を受け付けるときに徴収し、開示実施手数料は、開示の実施をするときに徴収するものとする。

(保有個人情報の開示に係る手数料の額及び徴収方法)

第 26 条の 2 国立大学法人新潟大学の保有する個人情報の開示等実施規程(平成 17 年規程第 20 号)に基づく保有個人情報の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 300 円とする。

2 開示請求者が前条第 2 項各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示を一の開示請求書によって行うときは、前条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する手数料は、開示請求を受け付けるときに徴収するものとする。

第 13 章 共用設備基盤センター機器分析部門登録機器に係る利用料

(共用設備基盤センター機器分析部門登録機器利用料の額及び徴収方法)

第 26 条の 3 研究推進機構共用設備基盤センター機器分析部門登録機器の利用に係る経費の額及び徴収方法については、別に定める。

第 14 章 駅南キャンパスに係る使用料

(駅南キャンパス使用料の額及び徴収方法)

第 26 条の 4 駅南キャンパスの使用料の額は、別表第 24 のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の徴収方法等については、別に定める。

第 15 章 あゆみ保育園の保育料

(あゆみ保育園の保育料の額及び徴収方法)

第 26 条の 5 あゆみ保育園の保育料の額は、別表第 25 のとおりとする。

2 特別の理由により、月の途中で入園又は退園する者から徴収する基本保育の料金は、基本保育の料金を当該月の暦日数で除した額に当該月に在園する日数を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、あゆみ保育園の保育料に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 16 章 旭町地区駐車場の利用料金

(旭町地区駐車場の利用料金の額及び徴収方法)

第 26 条の 6 旭町地区駐車場の利用料金の額は、別表第 26 のとおりとする。

2 前項に規定する利用料金の徴収方法等については、別に定める。

第 17 章 学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金

(学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金の額及び徴収方法)

第 26 条の 7 学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金の額は、別表第 27 のとおりとし、大型プリンター利用の申込みを受理するとき徴収するものとする。

第 18 章 農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション宿泊施設の使用料

(農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション宿泊施設の使用料の額及び徴収方法)

第 26 条の 8 農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション宿泊施設の使用料の額は別表第 28 のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の徴収方法等については、別に定める。

第 19 章 新潟医療人育成センターに係る使用料

(新潟医療人育成センター使用料の額及び徴収方法)

第 26 条の 9 新潟医療人育成センターの使用料の額は、別表第 29 のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の徴収方法等については、別に定める。

第 20 章 診療等に係る料金

(医歯学総合病院における診療等に係る料金の額及び徴収方法)

第 27 条 医歯学総合病院における診療等に係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

第 21 章 教育学部附属幼稚園預かり保育の利用料金

(教育学部附属幼稚園預かり保育の利用料金の額及び徴収方法)

第 28 条 教育学部附属幼稚園預かり保育の利用料金の額は、別表第 30 のとおりとする。

2 定期預かり保育の利用料金は、第 1 期にあつては 4 月、第 2 期にあつては 8 月、第 3 期にあつては 1 月に徴収するものとする。

3 一時預かり保育の利用料金は、毎月月末締めとし、翌月末日までに徴収するものとする。

4 既納の利用料金は、還付しない。

第 22 章 広告掲載の掲載料

(広告掲載の掲載料の額及び徴収方法)

第 29 条 広告媒体に掲載する広告の掲載料は、別表第 31 のとおりとし、広告掲載を許可した後、直ちに徴収するものとする。

第 23 章 成果有体物の提供料金

(成果有体物の提供料金の額及び徴収方法)

第 30 条 成果有体物の提供に係る提供料金の額は、別表第 32 のとおりとし、提供の申請を受理した後、徴収するものとする。

第 24 章 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料の額及び徴収方法)

第 31 条 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、別表第 33 のとおりとし、徴収方法については、別に定める。

第 25 章 臨床研究等の審査料

(中央臨床研究審査委員会の審査料)

第 32 条 新潟大学中央臨床研究審査委員会の審査料は、別表第 34 のとおりとする。

2 前項に規定する審査料の徴収方法等については、別に定める。

(特定認定再生医療等委員会及び認定再生医療等委員会の審査料)

第 33 条 新潟大学特定認定再生医療等委員会及び新潟大学認定再生医療等委員会の審査料は、別表第 35 のとおりとする。

2 前項に規定する審査料の徴収方法等については、別に定める。

第 26 章 雑則

第 34 条 この規程に定めるもののほか、本学の収入となる費用に関しては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 学部及び大学院の研究科に平成 10 年度以前に入学した学生に係る授業料並びに教育人間科学部附属幼稚園に平成 15 年度以前に入園した幼児に係る授業料は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

入学年度	区分	授業料
平成 5, 6 年度	学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	年額 円 411,600
	大学院の研究科	
平成 7, 8 年度	学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	447,600
	大学院の研究科	
	夜間において授業を行う学部	223,800
平成 9, 10 年度	学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	469,200
	大学院の研究科	
	夜間において授業を行う学部	234,600
平成 14, 15 年度	幼稚園	70,800

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年度に係る授業料から適用する。

附 則(平成 18 年 1 月 4 日規程第 1 号)

この規程は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規程第 46 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日規程第 68 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規程第 40 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日規程第 59 号)

この規程は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 17 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 1 日規程第 29 号)

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規程第 36 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規程第 12 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 15 日規程第 20 号)

この規程は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 12 日規程第 27 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 3 日規程第 29 号)

この規程は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 23 日規程第 48 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

ただし、第 26 条の 5 及び別表第 25 の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 13 日規程第 50 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規程第 8 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 17 日規程第 35 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 17 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規程第 14 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日規程第 27 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規程第 17 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 24 の改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 10 日規程第 25 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに国際交流会館又は外国人留学生借上宿舎に入居し、施行日以後も引き続き入居の許可を受けている者(施行日前に入学した者に限る。)に係る寄宿料は、改正後の別表第 6 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに国際交流会館に入居し、施行日以後も引き続き入居の許可を受けている者に係る使用料は、改正後の別表第 21 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日規程第 32 号)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日規程第 3 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 改正後の別表第 8 の規定は、研究開始日が施行日以降である内地研究員の研究費について適用し、研究開始日が施行日前である内地研究員の研究費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 9 の規定は、研究開始日が施行日以降である企業等研究員の研究料について適用し、研究開始日が施行日前である企業等研究員の研究料については、なお従前の例による。ただし、施行日以降において通算した研究期間が 1 年を超える場合に徴収する企業等研究員の研究料については、改正後の規定を適用する。
- 4 改正後の別表第 10 の規定は、研究開始日が施行日以降である受託研究員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員の研究料について適用し、研究開始日が施行日前である受託研究員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員の研究料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第 11 の規定は、研修開始日が施行日以降である外国人受託研修員の研修料について適用し、研修開始日が施行日前である外国人受託研修員の研修料については、なお従前の例による。ただし、施行日以降に研修期間を延長する場合は、改正後の規定を適用する。
- 6 改正後の別表第 12 の規定は、実習又は研修の開始日(以下「実習等開始日」という。)が施行日以降である受託実習生、薬剤師実務受託研修生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修及び臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生の実習料等について適用し、実習等開始日が施行日前である受託実習生、薬剤師実務受託研修生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修及び臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生の実習料等については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表第 13 の規定は、申込を受理した日(以下「受理日」という。)が施行日以降である受託試験の試験料について適用し、受理日が施行日前である受託試験の試験料については、なお従前の例による。
- 8 改正後の別表第 14 の規定は、受理日が施行日以降である病理組織等検査及び病理解剖受託検査の検査料について適用し、受理日が施行日前である病理組織等検査及び病理解剖受託検査の検査料については、なお従前の例による。
- 9 改正後の別表第 16 の規定は、開講日が施行日以降である公開講座の講習料について適用し、開講日が施行日前である公開講座の講習料については、なお従前の例による。

- 10 改正後の別表第 17 の規定は、使用日が施行日以降である有朋会館及び康楽会館の使用料について適用し、使用日が施行日前である有朋会館及び康楽会館の使用料については、なお従前の例による。
- 11 改正後の別表第 18 の規定は、使用日が施行日以降である理学部附属臨海実験所の使用料について適用し、使用日が施行日前である理学部附属臨海実験所の使用料については、なお従前の例による。
- 12 改正後の別表第 24 の規定は、使用日が施行日以降である駅南キャンパスの使用料について適用し、使用日が施行日前である駅南キャンパスの使用料については、なお従前の例による。
- 13 改正後の別表第 26 の規定は、利用期間が施行日以降である旭町地区駐車場の利用料金について適用し、利用期間が施行日前である旭町地区駐車場の利用料金については、なお従前の例による。
- 14 改正後の別表第 27 の規定は、受理日が施行日以降である学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金について適用し、受理日が施行日前である学術情報基盤機構附属図書館大型利用プリンターの利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規程第 8 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 5 日規程第 2 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 24 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 30 日規程第 50 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 22 日規程第 66 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規程第 47 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日規程第 63 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規程第 64 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 27 日規程第 69 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の別表第 15 の 2 の規定は、業務支援の承認日が施行日以降である臨床研究業務の支援料について適用し、業務支援の承認日が施行日前である臨床研究業務の支援料については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日規程第 83 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに国際交流会館又は外国人留学生借上宿舎に入居し、施行日以後も引き続き入居の許可を受けている者(施行日前に入学した者に限る。)に係る寄宿料は、改正後の別表第 6 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに国際交流会館に入居し、施行日以後も引き続き入居の許可を受けている者に係る使用料は、改正後の別表第 21 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 10 月 28 日規程第 84 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 29 日規程第 89 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 11 日規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 11 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 26 日規程第 8 号)

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日規程第 15 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規程第 49 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 12 日規程第 67 号)

この規程は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 31 日規程第 68 号)

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。ただし、使用日が平成 29 年 12 月 31 日以前の有朋会館及び康楽会館の使用料については、改正後の別表第 17 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日規程第 85 号)

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 30 日規程第 99 号)

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の 4 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規程第 35 号)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に特定臨床研究等を実施している者が実施する当該特定臨床研究等について継続審査を行う場合の審査料は、別表第 34 の区分 2 年目以降を適用するものとする。

附 則(平成 30 年 4 月 16 日規程第 39 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 28 日規程第 51 号)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 28 日規程第 58 号)

この規程は、平成 30 年 8 月 28 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日規程第 63 号)

この規程は、平成 30 年 9 月 27 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日規程第 82 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日規程第 86 号)

この規程は、平成 30 年 9 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 26 日規程第 96 号)

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日規程第 105 号)

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日規程第 11 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 研究期間の終期が平成 31 年 9 月 30 日以前である企業等研究員の研究料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 4 日規程第 12 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

区分	授業料	入学料	検定料
学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	年額 円 535,800	円 282,000	円 17,000
夜間において授業を行う学部	267,900	141,000	10,000
大学院の研究科	535,800	282,000	30,000
養護教諭特別別科	273,900	58,400	8,300
幼稚園	73,200	31,300	1,600
特別支援学校の高等部	4,800	2,000	2,500
科目等履修生	1 単位 14,800	28,200	9,800
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1 単位 14,800	/	/
特別研究学生	月額 29,700	/	/

別表第 2(第 2 条関係)

区分		検定料
第 1 段階目の選抜	学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	円 4,000

	夜間において授業を行う学部	2,200
第2段階目の選抜	学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	13,000
	夜間において授業を行う学部	7,800

別表第3(第2条関係)

区分	検定料
小学校	円 3,300
中学校	5,000
特別支援学校の小学部	1,000
特別支援学校の中学部	1,500

別表第4(第2条関係)

区分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	円 700	円 900
小学校	1,100	2,200
中学校	1,300	3,700
特別支援学校の小学部	500	500
特別支援学校の中学部	600	900
特別支援学校の高等部	700	1,800

別表第5(第2条関係)

区分	検定料
学部の転入学, 編入学又は再入学	円 30,000
夜間において授業を行う学部の転入学, 編入学又は再入学	18,000

別表第6(第12条関係)

区分	寄宿料	
五十嵐寮(A棟及びB棟)	月額 円 4,300	
六花寮(男子棟及び女子棟)	13,000	
国際交流会館	单身室	22,000
	夫婦室	29,200
	家族室	35,700

外国人留学生借上宿舎	22,000
------------	--------

別表第7(第13条関係)

区分	1件当たり審査料
学位論文審査手数料	円 57,000

別表第8(第14条関係)

研究者の区分	研究費
教授	月額 円 28,800
准教授	15,430
講師	11,320
助教及び助手	7,200

別表第9(第15条関係)

区分	研究期間	研究料
企業等研究員	6箇月以内	220,000円
	6箇月を超えて1年以内	440,000円

別表第10(第16条関係)

区分	研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6箇月を超えて1年以内 円 55,660
	短期	6箇月以内 27,834
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人(注参照)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6箇月を超えて1年以内 円 55,660
	短期	6箇月以内 27,834
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める	3箇月以	13

「流動研究員制度」による受託研究員		内	9,170
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領(普及職員等資質向上緊急対策事業)」による受託研究員	改良普及員	6箇月以内	278,340
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3箇月以内	139,170
専修学校研修員	実験(臨床を含む。)系	3箇月	111,340
	非実験系	3箇月	55,670
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む。)系	3箇月	111,340
	非実験系	3箇月	55,670
公立大学研修員	実験(臨床を含む。)系	3箇月	111,340
	非実験系	3箇月	55,670
教職員支援機構研修員	実験系	3箇月	30,000
	非実験系	3箇月	17,410

(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人農業技術研究機構，農業生物資源研究所，農業環境技術研究所，農業工学研究所，食品総合研究所，国際農林水産業研究センター，森林総合研究所，水産総合研究センター

別表第11(第17条関係)

区分	研修料
外国人受託研修員	円
	1箇月 232,460

別表第12(第18条関係)

区分	実習料等
受託実習生(薬剤師養成を除く。)	円

	日額 2,160
受託実習生(薬剤師養成)	11週 411,430
薬剤師実務受託研修生	2箇月 62,540 10箇月 312,690
病院研修生	日額 5,400
研修登録医	1月(週1日) 6,480
エイズ診療従事者	医師又は歯科医師 日額 2,700 看護師等医療技術者 日額 1,296
臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生	日額 16,200

別表第13(第19条関係)

受託試験の種類	試験単位	試験料金
骨材洗い試験	1単位	円 13,270
骨材単位容積質量試験	1単位	12,860
骨材有機不純物試験	1単位	7,100
骨材ふるい分け試験	1単位	8,750
細骨材比重試験	1単位	15,950
細骨材吸水量試験	1単位	15,950
粗骨材比重試験	1単位	12,140
粗骨材吸水量試験	1単位	12,140
土の粒度試験	1単位	24,590
金属材料引張試験	1単位	5,040
金属材料曲げ試験	1単位	4,120
コンクリート圧縮試験	1単位(1本)	2,270
コンクリート曲げ試験	1単位(1本)	4,630
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	1単位	153,940
骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)	1単位	194,720

別表第14(第20条関係)

区分	検査種目	検査料
病理組織等受	術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	円 21,492

託検査	術中迅速細胞診(1手術につき)	4,860
	標本を作製し, 診断する場合(1臓器につき) 注 (1) 3臓器以上は, 27,864円とする。 (2) 電子顕微鏡による検査(腎組織, 甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍, 異所性ホルモン産生腫瘍, ゴーシェ病等脂質蓄積症, 多糖体蓄積症及び心筋症に対する心筋生検)を行う場合は, 1臓器につき21,600円とする。 (3) リンパ節については, 所属リンパ節ごとに1臓器として数える。	9,288
	エストロゲンレセプター検査の場合(1件につき)	7,776
	プロジェステロンレセプター検査の場合(1件につき) 注 同一月にエストロゲンレセプター検査と併せて実施した場合, 主たる検査の所定検査料に1,944円を加算する。	7,452
	HER2 タンパクの場合(1件につき)	7,452
	EGFR タンパクの場合(1件につき)	7,452
	ALK 融合タンパクの場合(1件につき)	29,160
	その他免疫抗体法を用いた検査の場合(1臓器につき) 注 確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して, 標本作製を実施する場合には, 所定検査料に17,280円を加算する。	4,320
	HER2 遺伝子による検査の場合(1件につき) (1) 単独の場合 (2) HER2 タンパク検査と併せて実施する場合	29,160 32,940
	細胞診の場合 (1) 婦人科材料等(1部位につき) (2) 穿刺吸引細胞診, 体腔洗浄等(1部位につき)	1,420 2,052
	組織標本を診断する場合(1件につき) (1) 保険医療機関からの依頼 (2) 保険医療機関以外からの依頼	6,156 2,700

	骨髄像(1件につき) 注 特殊染色(オキシダーゼ染色, ペルオキシダーゼ染色, アルカリ フォスファターゼ染色, パス染色, 鉄染色(ジデロブラスト検索を含 む。), 超生体染色, 脂肪染色, エステラーゼ染色)を併せて行った場 合は, 特殊染色ごとにそれぞれ432円を加算する。	9,0 39
	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(1連につき)	2,0 95
	モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査(1連につき)	21, 600
	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種につき)	1,4 04
	抗GM-CSF自己抗体試験受託検査(自己免疫性肺胞蛋白症の血清診断 1件につき)	41, 150
	悪性腫瘍遺伝子検査(1件につき) (1) RAS 遺伝子検査 (2) BRAF 遺伝子検査 (3) 1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して2項目の悪 性腫瘍遺伝子検査を実施する場合 (4) その他の場合	27, 000 70, 416 43, 200 22, 680
	先天性QT延長症候群(1件につき)	64, 800
病理 解剖 受託 検査	解剖検査(1体につき)	21 6,0 00

別表第14の2(第20条の2関係)

区分	標本作製種目	標本作製料
病理組織標本受託 作製	組織固定, 肉眼写真撮影, 切り出し(1検体につき)	円 2,181
	パラフィンブロック作製(1検体につき)	464
	未染標本作製(普通ガラス)(1検体につき)	172
	未染標本作製(コーティングガラス)(1検体につき)	226
	DNA抽出・microdissection用(1検体につき)	345
	DNA抽出・チューブ用(1検体につき)	162
	HE染色(1検体につき)	216

	特殊染色(1 検体につき)	496
	バーチャルスライド化(1 検体につき 9 枚まで)	1,479
	バーチャルスライド化(1 検体につき 10 枚目以降 1 枚につき)	164
	免疫染色の条件設定(1 検体につき)	20,941
	免疫染色(単染色)(1 検体につき)	1,306
	免疫染色(二重染色)(1 検体につき)	1,706
	蛍光抗体免疫染色(1 検体につき)	3,380
	組織写真撮影(1 検体につき)	5,119

別表第 15(第 20 条の 3 関係)

区分		単位	料金
キメラマウス等の作製及び供給	ターゲティングベクターの構築	1 件	円 237,600
	ES 細胞へのターゲティングベクター導入及び薬剤耐性 ES クローンの単離培養	1 件	413,400
	相同組換え ES クローンの同定と復元培養	1 件	103,380
	キメラマウス作製	1 件	409,860
	交配, 凍結胚作製, 送料等(キメラマウス)	1 件	124,740
	DNA 組換え/切断効率確認の細胞生物学的実験	1 件	150,000
	酵素導入による遺伝子変異マウス作製	1 件	250,000
	交配, 凍結胚作製, 送料等(遺伝子変異マウス)	1 件	124,740
加算料金	ターゲティングベクターの構築	1 件	17,820
	ES 細胞へのターゲティングベクター導入及び薬剤耐性 ES クローンの単離培養	1 件	413,400
	相同組換え ES クローンの同定と復元培養	1 件	103,380
	キメラマウス作製	1 件	148,500
	DNA 組換え/切断効率確認の細胞生物学的実験	1 件	150,000

	酵素導入による遺伝子変異マウス作製	1 件	250,0 00
--	-------------------	--------	-------------

※ 上記の料金には消費税を含む。

別表第15の2(第20条の4関係)

大区分	小区分	項目	単位	学内者		学外者	
				臨床 研究	医師主 導治験	臨床 研究	医師主 導治験
共通	連絡調整	研究者との打ち合わせ・連絡対応	1 件	以下の各項目に含まれる。			
臨床研究 実施部門 業務支援	被験者選定 支援	スクリーニング 補助	1 症例	3,240	4,860	/	
	被験者対応	同意説明補助	1 症例	6,480	9,720		
		被験者診察補助	症例数×回数	3,240	4,860		
		特殊検査補助	症例数×回数	1,080	1,620		
		謝金手続き	1 症例	1,080	1,620		
	被験者管理	被験者登録補助	1 症例	1,620	2,430		
		被験者スケジュール オーダー確認	1 症例	1,080	1,620		
	書類作成, 文書管理支 援	症例報告書作成 (入力)補助	症例数×回数	3,240	4,860		
		必要書類作成補 助(重篤有害事象 報告書等)	1 症例	6,480	9,720		
		直接閲覧のため の手続きと準備	1 症例	1,080	1,620		
		研究者保管用書 類一時預かり・ 終了後保管	1 症例	1,080	1,620		
	試験薬管理	試験薬管理	1 箇月	2,160	3,240		
	上記以外の 臨床研究実 施部門支援	上記以外の臨床 研究実施部門支 援に関する業務	1 時間	3,240	3,240		

臨床研究 品質管理 部門業務 支援	品質管理全 般	実施計画書作成 支援_統計部分の み	1 件	54,0 00	324,00 0	108, 000	648,00 0
		実施計画書作成 支援_全体	1 件	108, 000	540,00 0	216, 000	1,080, 000
		書類レビュー	1 文書	21,6 00	54,000	43,2 00	108,00 0
		旅費(当該支援に 必要な旅行に要 する経費)		国立大学法人新潟大学旅費 規程(平成16年規程第108 号)により算定する。			
	統計	相談	1 回	16,2 00	16,200	32,4 00	32,400
		統計監修	1 件	21,6 00	69,120	43,2 00	138,24 0
		統計解析計画書 作成	1 回	32,4 00	108,00 0	64,8 00	216,00 0
		図表出力計画書 作成	1 回	21,6 00	69,120	43,2 00	138,24 0
		解析データセッ ト作成	1 回	54,0 00	108,00 0	108, 000	216,00 0
		解析実施_新規性 の高いもの	1 解析	43,2 00	91,800	86,4 00	183,60 0
		解析実施_一般的 なもの	1 解析	16,2 00	35,100	32,4 00	70,200
		報告書作成	1 文書	21,6 00	54,000	43,2 00	108,00 0
	割付・登録	割付監修	1 件	54,0 00	108,00 0	108, 000	216,00 0
		割付実作業	1 回	54,0 00	108,00 0	108, 000	216,00 0
		割付システム構 築	1 件	54,0 00	108,00 0	108, 000	216,00 0
	モニタリン グ	相談	1 回	16,2 00	16,200	32,4 00	32,400
		計画書作成支援	1 件	21,6 00	54,000	43,2 00	108,00 0
		チェックリスト 作成	チェック項 目数(／10 項目)	3,24 0	8,640	6,48 0	17,280
		補助資料作成	1 文書	5,40 0	9,720	10,8 00	19,440
		進捗管理	試験期間累	4,32	8,100	8,64	16,200

		計回数	0		0		
		モニタリング支援_On-site 管理	施設数×回数	16,200	48,600	32,400	97,200
		モニタリング支援_On-site 実施	症例数×回数	5,400	18,900	10,800	37,800
		モニタリング支援_Off-site 管理	症例数×回数	1,620	5,400	3,240	10,800
		モニタリング支援_Off-site 実施	症例数×回数	1,620	5,400	3,240	10,800
		レポート作成	1回	22,140	22,140	44,280	44,280
	データマネジメント	相談	1回	16,200	16,200	32,400	32,400
		CRF/EDC デザイン	項目数(／10項目)	19,440	45,360	38,880	90,720
		計画書作成支援	1件	17,280	36,720	34,560	73,440
		報告書作成	1件	10,800	32,400	21,600	64,800
		補助資料作成	1文書	21,600	54,000	43,200	108,000
		データ管理システム準備	CRF 項目数(／10項目)	3,240	5,400	6,480	10,800
		データ管理システム運用	1施設	5,400	8,640	10,800	17,280
		チェック仕様作成	チェック項目数(／10項目)	3,240	8,640	6,480	17,280
		データチェック_マニュアル	チェック項目数(／10項目)×症例数	216	648	432	1,296
		データチェック_ロジカル	チェック項目数(／10項目)	9,720	16,200	19,440	32,400
		中間解析用データ固定	1回	41,040	81,000	82,080	162,000
	コーディング作業	コーディング箇所×症例数	540	540	1,080	1,080	

		データ入力作業	CRF 項目数 (／10 項目) ×症例数	2,160	2,160	4,320	4,320
	上記以外の 臨床研究品 質管理部門 支援	上記以外の臨床 研究品質管理部 門支援に関する 業務	1 時間	3,240	3,240	6,480	6,480
その他	プロジェク トマネジメ ント	プロジェクトマ ネジメント支援	1 件	支援料金の 10%		支援料金の 30%	
		プロジェクトマ ネジメント支援 (院内サポート事 業)	1 件	支援料金の 10%		／	
	運営管理部 門支援	必要書類作成補 助(倫理審査委員 会関係等)	1 時間	3,240	3,240	6,480	6,480
		上記以外の運営 管理部門支援に 関する業務	1 時間	3,240	3,240	6,480	6,480

別表第 15 の 3(第 20 条の 5 関係)

機器の種 別	利用形態	単位	利用料
質量分析 装置	機器を利用する研究グループに本学の教 員が含まれない場合	測定料 1 検体につ き	5,000 円
		解析料 1 プロジェ クトにつき	20,000 円
	機器を利用する研究グループに本学の教 員が含まれる場合	測定料 1 検体につ き	3,000 円
		解析料 1 プロジェ クトにつき	10,000 円

別表第 16 削除

別表第 17(第 22 条関係)

区分			使用料
			通年
有朋会館	洋室(ツイン) 101 号	1 人で利用する場合の	円
		1 泊料金	3,000
		2 人で利用する場合の	2,500

		1人1泊料金	
	洋室 201号～203号 205号～208号	1人1泊料金	
	和室(定員2) 雪椿 朱鷺 翡翠	1人で利用する場合の 1泊料金	3,000
		2人で利用する場合の 1人1泊料金	2,500
康楽会館	洋室(ツイン) 101号	1人で利用する場合の 1泊料金	2,500
		2人で利用する場合の 1人1泊料金	2,000
	洋室 102号 201号～203号 205号	1人1泊料金	2,300
	和室 206号 207号	1室1時間につき	300

※ 上記の料金には消費税を含む。

別表第18(第22条関係)

区分	使用料		
	摘要	4～10月	11～3月
学生実験室	1室1時間当たり	円 210	円 420
講義室	1室1時間当たり	120	360
共同研究室	1座席1時間当たり	30	60
第1教官宿泊室(和室)	1人1泊当たり	470	630
第2教官宿泊室(和室)	1人1泊当たり	450	670
学生宿泊室	1人1泊当たり	310	440

※ 上記の料金には消費税を含む。

別表第19(第23条関係)

区分	学内	学外
電子複写方式	普通料金	1枚につき 円 20
	カラー料金	40
リーダープリンター	30	60

ファクシミリ		30	80
画像伝送	1 画像につき	30	1 画像につき 60
相互貸借		/	1 件につき 送料実費

※ 用紙サイズは A3 以下とし、送料は実費とする。

別表第 20(第 24 条関係)

区分	宿舎料	駐車料
五十嵐宿舎 RA	月額 円 16,685	1 台につき月額 2,412 円
五十嵐宿舎 RB	11,088	
五十嵐宿舎 RC	11,088	
五十嵐住宅 1 号棟	10,143	
五十嵐住宅 2 号棟	11,088	
五十嵐住宅 3 号棟	25,596	
西大畑宿舎 RA	8,493	
西大畑宿舎 RB	5,358	
西大畑住宅 1 号棟	14,144	

別表第 21(第 25 条関係)

区分	使用料
国際交流会館	单身室 月額 円 28,300
	夫婦室 37,600
	家族室 45,900

別表第 22(第 26 条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は 図画(二の項か ら四の項まで 又は八の項に 該当するもの を除く。)	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円(12 枚までごとに 760 円を加えた額)
	ハ 複写機により用紙に複写 したものの交付(ニに掲げる 方法に該当するものを除 く。)	用紙 1 枚につき 10 円(A2 判につい ては 40 円, A1 判については 80 円)
	ニ 複写機により用紙にカラ ーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円(A2 判につい ては 140 円, A1 判については 180 円)

	ホ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメ ートル, 横254ミリメートルのもの については, 520円)に12枚まで ごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録をフレキ シブルディスクカートリッジ に複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図 画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光ディ スク(日本工業規格X0606及 びX6281に適合する直径120 ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することが可 能なものに限る。)に複写し たものの交付	1枚につき100円に当該文書又は 図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光ディ スク(日本工業規格X6241に 適合する直径120ミリメー トルの光ディスクの再生装置で 再生することが可能なものに 限る。)に複写したものの交 付	1枚につき120円に当該文書又は 図画1枚ごとに10円を加えた額
	リ 情報通信技術利用法の適 用による方法	当該文書又は図画1枚につき10円
二 マイクロ フィルム	イ 用紙に印刷したものの閲 覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交 付	用紙1枚につき80円(A3判につい ては140円, A2判については370 円, A1判については690円)
三 写真フィ ルム	イ 印画紙に印画したものの 閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき30円(縦203ミリメー ートル, 横254ミリメートルのもの については, 430円)
四 スライド (九の項に該当 するものを除 く。)	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき100円(縦203ミリメー ートル, 横254ミリメートルのもの については, 1,300円)

五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複製したものの交付	1 巻につき 430 円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付	1 巻につき 580 円
七 電磁的記録(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1 ファイルにつき 210 円
	リ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヌ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1 巻につき 800 円(日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円, 国際規格 14833, 15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円, 10,500 円又は

		12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ル 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円(日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円, 国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヲ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本工業規格 X6129, X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円, 1,300 円又は 1,750 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円, 35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円, 35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあっては, 5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
十 エックス線フィルム	イ 閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ エックス線フィルムに複写したものの交付	半切 1 枚につき 790 円
		大角 1 枚につき 660 円
		大四ツ切 1 枚につき 560 円
		四ツ切 1 枚につき 470 円
	六ツ切 1 枚につき 360 円	

備考 一の項ハ若しくはニ, 二の項ハ又は七の項ハ若しくはニの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を 1 枚として額を算定する。

別表第 24(第 26 条の 4 関係)

室名	単位	使用料
講義室 A		円
	1 時間当たり	5,150

講義室 B	1 時間当たり	3,090
ミーティングルーム A	1 時間当たり	2,060
ミーティングルーム B	1 時間当たり	1,030
多目的スペース	1 時間当たり	5,150

別表第 25(第 26 条の 5 関係)

保育形態	保育時間	料金
基本保育	7:30~18:30	3 歳未満児 49,380 円/月
		3 歳以上児 36,000 円/月
延長保育 A	7:00~7:30	210 円/30 分
延長保育 B	18:30~22:00	210 円/30 分
終夜保育	22:00~7:00	2,060 円/回
病後児保育	9:00~15:00	2,000 円/回
一時預かり保育	7:30~18:30	3,090 円/回

備考

- 1 同一世帯から 2 人以上保育する場合の基本保育の料金は、2 人目以降に係る料金から 1 人につき 1 月当たり 10,290 円を減額する。
- 2 保育料には、食費(朝食、昼食、夜食、間食等)及び雑費を含まず、食費及び雑費は、別途実費を徴収する。

別表第 26(第 26 条の 6 関係)

利用者の区分	利用時間	料金
外来患者及びその送迎者	60 分未満	無料
	60 分以上~9 時間未満	200 円
	9 時間以上	加算額 200 円/8 時間
入院患者の見舞いのため来院する者	30 分未満	無料
	30 分以上~1 時間未満	100 円
	1 時間以上	加算額 100 円/30 分
供血のため来院する者		無料
患者危篤・死亡のため来院する者		無料
本学の職員、学生等で駐車許可を受けた者及び旭町地区構内にある事務所等の職員で駐車許可を受けた者		12,350 円/年
本学の職員、学生等で専ら勤務時間外(夜間)の駐車許可を受けた者		3,090 円/年

公用のため来学・来院する者		無料
商用のため来学・来院する者(通年者)		20,580 円／年
商用のため来学・来院する者(1 回の駐車時間が 30 分以内の者で駐車場が指定されているもの)		3,090 円／年

備考

- 1 入院患者の付添いのため来院する者が、許可を得て駐車を行う場合の利用料金については、1 週間につき 1,080 円とする。
- 2 入院患者の見舞いのため来院する者の入庫当日(入庫時から当日午後 24 時まで)の利用料金について、その額が 2,000 円を超える場合は、入庫当日の利用時間にかかわらず 2,000 円とする。

別表第 27(第 26 条の 7 関係)

紙質	紙サイズ	1m 当たり料金(円)
半光沢紙	24 インチ	720
	36 インチ	1,030
	44 インチ	1,340
普通紙	24 インチ	260
	36 インチ	360
	44 インチ	470
クロス	36 インチ	1,650
	44 インチ	3,300

別表第 28(第 26 条の 8 関係)

区分	使用料		
	摘要	学内者	学外者
梶井ハウス	1 人 1 泊当たり	540 円	1,620 円

別表第 29(第 26 条の 9 関係)

使用区分	使用可能時間(午前 8 時から午後 8 時まで)		
	半日	1 日	延長料金
	1) 8 : 00 ~ 12 : 00 2) 12 : 00 ~ 16 : 00 3) 16 : 00 ~ 20 : 00	8 : 00 ~ 20 : 00	1 時間単位
ホール	44,800	114,240	11,200
シミュレーション室 1	30,400	77,520	7,600

シミュレーション室 2	15,600	39,780	3,900
セミナー室 1	16,400	41,820	4,100
セミナー室 2	16,400	41,820	4,100
カンファレンス室 1	6,000	15,300	1,500
カンファレンス室 2	6,000	15,300	1,500

※ 延長料金は半日単位で予約した者から、当日申し出により延長した場合に限り適用する。ただし、使用可能時間外の延長は、原則認めない。

別表第 30(第 28 条関係)

区分	単位	利用料金
定期預かり保育	第 1 期(4 月～7 月)	28,000 円
	第 2 期(8 月～12 月)	32,000 円
	第 3 期(1 月～3 月)	20,000 円
一時預かり保育	1 回につき	500 円

別表第 31(第 29 条関係)

広告媒体	1 箇所規格	単位	掲載料
季刊広報誌六花	1/5 枠 縦 4.5cm×横 18cm	1 回発行・1 箇所につき	40,000 円
新潟大学公式 Web サイト	1/4 枠 縦 100 ピクセル×235 ピクセル	1 箇月・1 箇所につき	20,000 円
就活応援手帳「SAKU」	1 ページ 縦 19.6cm×横 13.4cm	1 回発行・1 箇所につき	100,000 円

別表第 32(第 30 条関係)

区分		提供料金		
		学術研究機関	学術研究機関以外	
メダカ (ナショナルバイオリソースプロジェクト)	成魚	提供申請 1 件当たり	2,930 円	5,860 円
		1 系統当たり	430 円	860 円
	卵	提供申請 1 件当たり	1,940 円	3,880 円
		1 系統当たり	1,170 円	2,340 円
輸送経費(輸送費及び保温資材費)		実費額		

※ 学術研究機関とは、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条第1項に定める研究機関をいう。ただし、同条第8項に基づき文部科学大臣が指定する研究機関は除く。

別表第33(第31条関係)

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が手数料を納付すべき区分	手数料
独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る事務手数料 (1回の提案につき)	21,000 円
意見書の提出の機会を与える第三者1人につき(当該機会を与える場合に限る。)	210 円
独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごと(当該作成をする場合に限る。)	3,950 円
独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者(受託者)に支払う額(当該委託をする場合に限る。)	実費額
締結した契約と異なる利用目的での利用に係る事務手数料(1回の提案につき)	12,600 円
締結した契約の利用期間を超えた利用に係る事務手数料 (1回の提案につき)	12,600 円

別表第34(第32条関係)

区分	審査料
新規申請時	216,000 円
2年目以降	108,000 円

別表第35(第33条関係)

区分	審査料	
	第1種再生医療 及び第2種再生医療	第3種再生医療
新規申請時	343,200 円	213,400 円
2年目以降 (1年につき)	259,600 円	129,800 円